

新ガイドラインの目次案

原科先生案 (2009/02/25)	JICA案 (2009/04/13)
序	序
I. 基本的事項	I. 基本的事項
1.1 理念	1.1 理念
1.2 目的	1.2 目的
1.3 定義	1.3 定義
1.4 環境社会配慮の基本方針	1.4 環境社会配慮の基本方針
1.5 JICA の責務	1.5 JICA の責務
1.6 相手国政府に求める要件	1.6 相手国政府に求める要件
1.7 対象とする協力事業	1.7 対象とする協力事業
1.8 緊急時の措置	1.8 緊急時の措置
1.9 普及	1.9 普及
1.10 審査諮問機関	1.10 審査諮問機関
II. 環境社会配慮のプロセス	II. 環境社会配慮のプロセス
2.1 情報の公開	2.1 情報の公開
2.2 現地ステークホルダーとの協議	2.2 現地ステークホルダーとの協議
2.3 環境社会配慮の項目	2.3 環境社会配慮の項目
2.4 審査諮問機関への諮問	2.4 審査諮問機関による助言
2.5 カテゴリ分類	2.5 カテゴリ分類
2.6 参照する法令と基準	2.6 参照する法令と基準
2.7 社会環境と人権への配慮	2.7 社会環境と人権への配慮
2.8 JICA の意思決定	2.8 JICA の意思決定
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保
2.10 ガイドラインの適用と見直し	2.10 ガイドラインの適用と見直し
III. 環境社会配慮の手続き	III. 環境社会配慮の手続き
3.1 有償資金協力	3.1 協力準備調査
3.1.1 協力準備調査 JICAによるプロジェクト形成調査	3.1.1 協力シナリオ形成
3.1.2 協力準備調査 M/P や F/S など	3.1.2 プロジェクト形成(有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト)
3.1.3 協力準備調査 JICAによる SAPROF	3.1.3 補完型
3.1.4 有償資金協力にかかる環境社会配慮確認	3.2 有償資金協力
3.2 無償資金協力	3.2.1 環境レビュー
3.2.1 協力準備調査 JICAによるプロジェクト形成調査	3.2.2 詳細設計調査(JICAが自ら調査を実施する場合)
3.2.2 協力準備調査 M/P や F/S など	3.2.3 モニタリング及びモニタリング結果の確認
3.2.3 協力準備調査 JICAによる SAPROF相当のもの	3.3 無償資金協力(国際機関経由のものを除く)
3.2.4 無償資金協力にかかる環境社会配慮確認	3.3.1 環境レビュー
3.3 無償資金協力のための事前の調査	3.3.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認
3.4 開発計画調査型技術協力	3.4 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査
3.4.1 要請確認段階	3.5 開発計画調査型技術協力
3.4.2 開発調査(マスタープラン調査)	3.5.1 要請確認段階
3.4.3 開発調査(フィージビリティ調査)	3.5.2 詳細計画策定調査段階(マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通)
3.4.4 詳細設計調査	3.5.3 本格調査段階(マスタープラン調査)
3.4.5 フォローアップ	3.5.4 本格調査段階(フィージビリティ調査)
3.5 技術協力プロジェクト	3.5.5 フォローアップ
	3.6 技術協力プロジェクト
	3.6.1 環境レビュー
	3.6.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認
別紙	別紙
1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件	1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
2 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示
3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	3 スクリーニング様式
4 スクリーニング様式	4 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書
5 スクリーニングに必要な情報	5 チェックリストにおける分類・チェック項目
6 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	6 モニタリングを行う項目
7 チェックリストにおける分類・チェック項目	
8 モニタリングを行う項目	